

議案第 16 号

野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例及び野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例及び野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例及び野田市ひとり親
家庭等医療費助成金支給に関する条例の一部を改正する条例

(野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例の一部改正)

第1条 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例(昭和47年野田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第9条第1項中「受給券及び被保険者証等」を「社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上、受給券」に改め、同条第4項中「が前項」を「が同項」に改める。

(野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例の一部改正)

第2条 野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例(昭和50年野田市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削る。

第7条第1項中「受給券及び被保険者証等を掲示」を「社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上、受給券を提示」に改め、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、保険医療機関で療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カードによるオンライン資格確認が導入されたことから、保険医療機関における被保険者証等の提示に係る規定について所要の改正を行おうとするものである。

参考資料

野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例及び野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対象表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例(昭和47年野田市条例第6号)(第1条関係)

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第9条 市長は、受給資格者が保険医療機関において医療を受ける際に<u>社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上、受給券を提示したときは</u>、保険医療機関の請求に基づき、助成金に相当する額を受給資格者又はその保護者に代わり当該保険医療機関へ支払うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定による申請は、受給資格者又はその保護者が<u>同項の支払をした日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内</u>に行わなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>被保険者証等 社会保険各法による被保険者証又は組合員証をいう。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第9条 市長は、受給資格者が保険医療機関において医療を受ける際に<u>受給券及び被保険者証等を提示したときは</u>、保険医療機関の請求に基づき、助成金に相当する額を受給資格者又はその保護者に代わり当該保険医療機関へ支払うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定による申請は、受給資格者又はその保護者が<u>前項の支払をした日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内</u>に行わなければならない。</p>

○ 野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例(昭和50年野田市条例第12号)(第2条関係)

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る。)</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第7条 市長は、受給資格者が助成金の支給を受けようとする場合において保険医療機関に<u>社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上、受給券を提示したとき</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>被保険者証等 社会保険各法による被保険者証、組合員証又は加入者証をいう。</u></p> <p>(支給の方法)</p> <p>第7条 市長は、受給資格者が助成金の支給を受けようとする場合において保険医療機関に<u>受給券及び被保険者証等を提示したときは</u>、保険医療機関の請求に基づき、受給資格者に支給すべき額を受給資格者に代わり</p>

は、保険医療機関の請求に基づき、受給資格者に支給すべき額を受給資格者に代わり当該保険医療機関へ支払うものとする。

2～4 (略)

5 前各項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、別に定める方法により助成金を支給することができる。

当該保険医療機関へ支払うものとする。

2～4 (略)

5 前4項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、別に定める方法により助成金を支給することができる。